

公 示 送 達 書

令和 8年 10月 9日

下記の書類は当市総務部課税課に保管していますので、市役所へご来庁の上受領してください。
(地方税法第20条の2第1項の規定による公告)

埼玉県朝霞市長 松下 昌代

1 送達を受けるべき者の氏名

氏 名
TRUONG HOANG DONG
HOANG THI THU
VU THI HUONG QUYNH
KAUNG HTET

2 送達する書類名 地方税法第20条第1項に規定する書類

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。